

## 東日本大震災により被災された清酒等の製造者の皆様へ (被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）」が平成23年12月14日に施行され、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者の方については、「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例」（以下「酒税の税率の特例措置」といいます。）が適用されることとなりました。その概要は以下のとおりです。

### I 酒税の税率の特例措置の概要

東日本大震災により酒類の製造場（※1）について甚大な被害を受けた清酒等（※2）の製造者が、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下であるときは、当年度の課税移出数量の200kℓまでのものに係る酒税が軽減されます。

#### 1. 甚大な被害を受けたことの要件

甚大な被害を受けたことの要件は、次のいずれかに該当する場合となります（※3）。なお、甚大な被害を受けたことについて、国税庁長官の確認を受ける必要があります（※4）。

- (1) 自己の酒類の製造場において清酒製造設備等（清酒等の製造又は貯蔵に供する施設又は設備をいいます。）について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。）が、その清酒製造設備等の価額の10分の5以上である場合
- (2) (1)のほか、清酒製造設備等のうち主要なものが滅失又は損壊（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊に限ります。）を受けたことにより、清酒等の製造又は貯蔵が困難となった場合

※1 「酒類の製造場」とは、酒類の製造免許を受けている場所及び酒類の製造免許を受け製造場とみなされた場所をいいます。

2 「清酒等」とは、租税特別措置法第87条（清酒等に係る酒税の税率の特例）の適用を受ける清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、果実酒及び発泡酒（酒税法第23条第2項第1号又は第2号に掲げるものに限ります。）をいいます。

3 具体的な要件の判定方法等は、「II 具体的な要件の判定方法等」を参照してください。

4 具体的な確認の手続は、「III 甚大な被害を受けたことの確認手続」を参照してください。

## 2. 軽減割合

当年度の課税移出数量の200kℓまでの酒税額について、租税特別措置法第87条第1項（清酒等に係る酒税の税率の特例）及び第87条の2（第87条第1項に該当するものに限る。）適用後の酒税額から6.25%（平成25～27年度は5%）軽減されます。

なお、具体的な軽減後の酒税額は、租税特別措置法適用後の酒税額に、次の割合を乗じて計算することになります。

平成23年4月1日～平成30年3月31日 100分の93.75

※ 甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認通知を受けた日以降に提出する申告書から軽減税率を適用し、申告することとなります。なお、国税庁長官の確認を受けた日までに既に申告等をしている清酒等に係る酒税については、減額更正をします。

## II 具体的な要件の判定方法等

### 1. 清酒製造設備等の損害金額がその清酒製造設備等の価額の10分の5以上である場合

清酒製造設備等の損害金額及び価額を算出し、その割合（損害割合）で判定することとなります。

なお、要件に該当するか否かの判定は、施設又は設備のいずれかの損害割合により判断することとなります。

※1 清酒製造設備等が複数ある場合には、そのすべての清酒製造設備等について、一の施設又は設備ごとに損害金額及び価額を算出し、その合計額により判定することとなります。

2 複数の酒類の製造場を有している場合には、そのすべての酒類の製造場の清酒製造設備等の損害金額及び価額の合計額により判定することとなります。

#### (1) 要件の判定の対象となる清酒製造設備等

災害の発生日前において清酒等の製造又は貯蔵に使用していた若しくは使用することを予定していた施設又は設備が対象となります。

なお、被害を受けた酒類製造場を統括する部署の施設又は設備のうち、当該酒類製造場における酒類の製造又は貯蔵に係るものも対象となります。

##### イ 施設

所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に規定する「建物及びその付属設備」及び「構築物」が対象となります。

##### ロ 設備

所得税法施行令第6条第3号及び第7号又は法人税法施行令第13条第3号及び第7号に規定する「機械及び装置」及び「工具、器具及び備品」が対象となります。

※ 取得時において使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものは除きます。

## (2) 清酒製造設備等の損害金額及び価額の算定方法

一の清酒製造設備等ごとに災害の発生前におけるその清酒製造設備等の価額（簿価）を基に算定します。

なお、損害金額については、次の方法により計算しても差し支えありません。

$$\text{個々の損害金額} = \text{簿価} \times \text{被害割合}$$

(注) 被害割合は、被害の状況に応じて、別紙1「被害割合表」により求めた被害割合とします。

また、災害の発生前におけるその清酒製造設備等の価額を基に算定することが損害の実態にそぐわないような場合等には、合理的な方法により算定することとしても差し支えありません。

(合理的な算定方法の例)

その清酒製造設備等を清酒等の製造又は貯蔵の用に供する際に有していた本質的な機能や効用を再取得する場合に要する金額により算定する方法

損害金額：損壊した清酒製造設備等を購入、修繕するために要する金額

設備等の価額：損壊した清酒製造設備等を購入するために要する金額

※ この場合、貯酒用ホーロータンクが損傷した場合、同容量のホーロータンクを購入する際の金額がその設備等の価額に相当し、ステンレスへの素材変更、冷却機能の付加や装飾など、機能等が付加されている場合はその相当額を差引く必要があります。

(注) 清酒製造設備等の損害金額は、保険金等を差し引く必要があります。なお、保険金等とは次のようなものが対象となります。

- (1) 災害による資産の損害を支払事由として、損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける保険金、共済金又は見舞金
- (2) 災害による資産の損害の補てんを目的とする、任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金
- (3) 災害による資産の損害を基として、支払を受ける損害賠償金

## 2. 清酒製造設備等のうち主要なものの滅失等の場合

### (1) 要件の判定の対象となる清酒製造設備等のうち主要なもの

清酒製造設備等が使用できない場合に酒類の製造若しくは貯蔵ができなくなる若しくは酒類の製造数量が著しく減少することとなる施設又は設備が対象となります。

例えば、別紙2「主な製造設備」のように、製造工程に必要と考えられる設備等が滅失又は損壊した場合が対象となります。

## (2) 判定方法

清酒製造設備等のうち主要なものが滅失又は損壊（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊に限ります。）したことにより、清酒等の製造又は貯蔵が困難となったか否かで判断することになります。

なお、清酒製造設備等が通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊とは、相当の修繕を行わなければ酒類の製造若しくは貯蔵ができなくなる又は酒類の製造数量が著しく減少することとなると認められる場合の損壊をいいます。

※ 修繕費の額が、清酒等の純課税移出数量（平成22年度の純課税移出数量又は平成22年度前3年度間の平均純課税移出数量のいずれか少ない数量）をもとに、震災特例法第43条の2の規定を適用して算出した5年間の酒税の軽減見込額に満たない場合には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊には該当しません。

### Ⅲ 甚大な被害を受けたことの確認手続

酒類製造場が甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けようとする者は、平成24年3月31日までに別紙3「東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書」及び被害状況が分かる書類（罹災証明書等）を添付し、甚大な被害を受けた酒類の製造場の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出することとなります。

なお、国税庁では、①申請書及び添付書類の内容に不備がないか、②申請者や被害状況が要件に合致しているかなどについて確認し、その結果を文書により通知します。

※1 必要に応じ、国税局又は税務署の職員が、現場等を確認させていただく場合があります。

2 申請書の記載要領は、別紙4を参照してください。

このパンフレットの記載内容などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署酒類指導官にお気軽にお問い合わせください。

（税務署一覧）<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

## 被害割合表

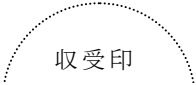
区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	機械等	
損  壊	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸  水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段の「かさ書」の割合を使用する。なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用する。</li> <li>床上とは、床板以上（床板がない場合は土間以上）をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用する。</li> <li>二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	—		

## 主 な 製 造 設 備

主要工程	設 備 名
<b>【共通】</b>	
動力・熱源設備 給排水設備 容器詰め	ボイラー、湯沸し器、蓄熱装置、蓄電装置 浄水設備 充てん装置、瓶詰ライン、洗びん装置、梱包装置、表示用資材管理設備
<b>【清酒】</b>	
精 米 蒸 き よ う 製 麴 発 酵 ・ 熟 成 上 槽 濾 過 ・ 殺 菌	精米装置 甑、蒸米機 麴室、製麴装置、酵母培養装置 甕、桶、タンク、貯蔵室、冷却・温熱装置 しぼり装置 濾過装置、火入殺菌装置
<b>【連続式蒸留しょうちゅう】</b>	
原 料 処 理 蒸 煮 発 酵 ・ 熟 成 蒸 留 濾 過	精米装置、原料処理装置、原料処理ライン 蒸煮タンク 甕、桶、タンク、貯蔵室 連続式蒸留装置 濾過装置
<b>【単式蒸留しょうちゅう】</b>	
原 料 処 理 蒸 き よ う 製 麴 発 酵 ・ 熟 成 蒸 留 濾 過	精米装置、原料処理装置、原料処理ライン 蒸し器 麴室、製麴装置、酵母培養装置 甕、桶、タンク、貯蔵室 単式蒸留装置 濾過装置
<b>【果実酒】</b>	
圧 搾 等 発 酵 ・ 熟 成 濾 過	搾汁装置 甕、桶、タンク、貯蔵室、冷却・温熱装置 濾過装置
<b>【発泡酒】</b>	
糖 化 ・ 麦 汁 発 酵 ・ 熟 成 濾 過	煮沸釜、ワールプール 甕、桶、タンク、貯蔵室、冷却・温熱装置 濾過装置

## 酒税

## 東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書

 収受印		整理番号	※
平成 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒	
国税庁長官 殿		(電話)	
		局 番	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	
㊞			
<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2第2項に係る確認を受けたいので、同法施行令第34条第2項の規定により関係書類を添付して申請します。</p> <p style="text-align: center;">対象となる酒類の製造場</p>			
1	製造場の所在地 及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり	
2	製造場の所在地 及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり	
3	製造場の所在地 及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり	
<p>【その他参考となるべき事項】</p>			

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書

酒 税

政令第三十四号第一項一号要件 政令第三十四号第一項二号要件		順号__ 製造場名:	
<b>施設の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>			
施設の価額の合計①		千円	
施設の損害金額の合計②		千円	
保 険 金 等 ③		千円	
損 害 割 合 ④		$\frac{\text{② ( 千円) - ③ ( 千円)}}{\text{① ( 千円)}} =$	
該当の有無	④ ≥ 0.5	該 当 ・ 非 該 当	
<b>設備の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>			
設 備 の 価 額 の 合 計 ⑤		千円	
設 備 の 損 害 金 額 の 合 計 ⑥		千円	
保 険 金 等 ⑦		千円	
損 害 割 合 ⑧		$\frac{\text{⑥ ( 千円) - ⑦ ( 千円)}}{\text{⑤ ( 千円)}} =$	
該当の有無	⑧ ≥ 0.5	該 当 ・ 非 該 当	
<b>清酒製造設備等の滅失・損壊により製造・貯蔵が困難となっているか</b>			
滅失・損壊した清酒製造設備等			
製造・貯蔵への影響			
修 繕 等 区 分		修 繕 ・ 購 入 ・ その他 ( )	
修 繕 費 等 の 額 ⑨		円	
5 年 間 の 軽 減 見 込 額	計算式	$\left[ \begin{array}{l} \text{平成22年度中の課税移出数量又は平} \\ \text{成22年度前3年度間における平均純} \\ \text{課税移出数量のいずれか少ない数量} \\ \text{※200klを超える場合は200kl} \end{array} \right] \times (\text{税率}) \times \begin{array}{l} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{array} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left( \begin{array}{l} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{array} \right)$	
	清酒	kl × 120,000 × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 円	
	連続式蒸留 しょうちゅう	kl × ( ) × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 円	
	単式蒸留 しょうちゅう	kl × ( ) × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 円	
	果実酒	kl × 80,000 × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 円	
	合成清酒	kl × 100,000 × 0.85 × 0.0625 × 5年 = 円	
	発泡酒	kl × ( ) × 0.85 × 0.0625 × 5年 = 円	
合 計		⑩ 円	
該当の有無	設備の再取得有 又は ⑨ ≥ ⑩	該 当 ・ 非 該 当	
修繕・購入等完了(見込)年月日		平成__年__月__日	





## 【記載要領】

### 《東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書関係》

- 1 この申請書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2第2項に係る確認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書及び関係書類は、甚大な被害を受けた酒類の製造場（2以上の酒類の製造場を有する場合には主たる酒類の製造場）の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出してください。
- 3 「対象となる酒類の製造場」欄には、すべての製造場を記載してください。
- 4 「被害の状況」欄には、製造場ごとに符番する順号を記載し、具体的な被害の状況は「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」及び「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書（次葉）」に記載してください。

### 《酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書関係》

- 1 「順号」欄及び「製造場名」欄には申請書に記載した順号及び製造場名を記載してください。
- 2 「政令第三十四条第一項第一号要件」欄には、明細書次葉を基に次の事項を記載してください。
  - ① 「施設（設備）の価額の合計①（⑤）」欄には、明細書次葉に記載した「施設等の価額」欄の合計額を記載してください。
  - ② 「施設（設備）の損害金額の合計②（⑥）」欄には、明細書次葉に記載した「損害金額」欄の合計額を記載してください。
  - ③ 「保険金等③（⑦）」欄には、明細書次葉に記載した「保険金等の額」欄の合計額を記載してください。
  - ④ 「損害割合④（⑧）」欄は、明細書次葉から記載した各合計額を基に、当該欄の数式に従いその割合を記載してください。
  - ⑤ 「該当の有無」欄は、「損害割合④（⑧）」が0.5以上であれば「該当」に、0.5未満であれば「非該当」に○を付してください。
- 3 「政令第三十四条第一項第二号要件」欄には、明細書次葉を基に次の事項を記載してください。
  - ① 「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄には、当該清酒製造設備等が滅失・損壊していることにより、製造・貯蔵が困難となっている主要な施設又は設備の名称を記載してください。
  - ② 「製造・貯蔵への影響」欄には、「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄に記載した主要な施設又は設備が滅失・損壊したことによる製造・貯蔵への影響を具体的に記載してください。
  - ③ 「修繕等区分」欄には、「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄に記載した主要な施設又は設備についてどのように復旧したか、修繕・購入・その他の区分に○を付してください。なお、その他のかっこ書きには、具体的な方法（例えば「他の製造者から無償の譲受け」）を記載してください。
  - ④ 「修繕費等の額⑨」欄には、明細書次葉に記載した「修繕費等」欄の額のうち、修繕費の額を記載してください。
  - ⑤ 「5年間の軽減見込額⑩」欄には、税額の軽減の適用を受ける品目に係る平成22年度の清酒等の純課税移出数量又は平成22年度前3年度間の平均純課税移出数量のいずれか少ない数量をもとに、震災特例法第43条の2の規定を適用した場合の5年間の軽減額の合計額のいずれか低い額を記載してください。

なお、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び発泡酒については、その異なる税率ごとに軽減税額を計算することとなりますので注意してください。
  - ⑥ 「該当の有無」欄には、主要設備の再取得があること又は「修繕費等の額⑨」が「5年間の軽減見込額⑩」以上であれば「該当」に、主要設備の再取得がなく、「修繕費等の額⑨」が「5年間の軽減見込額⑩」未満であれば「非該当」に○を付してください。

《酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書次葉関係》

1 次葉は、施設又は設備別に作成してください。なお、施設又は設備は、酒類の製造場において災害の発生前に酒類の製造又は貯蔵の用に供していた若しくは供することを予定していたすべての施設又は設備を記載してください。

なお、被害のない施設又は設備については、それについて一括して記載しても差し支えありません。

- 2 「施設又は設備の区分」欄には、施設か設備の区分を記載してください。
- 3 「施設・設備の名称」欄には、具体的な施設・設備名を記載してください。
- 4 「被害有無」欄には、その施設又は設備の被害の有無を記載してください。
- 5 「被害の程度」欄には、その施設又は設備の被害の程度を記載してください。
- 6 「被害の概要及び製造が困難となった理由」欄には、その施設又は設備の被害の状況を具体的に記載し、その被害により製造又は貯蔵がどのように困難となったのか理由を記載してください。
- 7 「取得年月日」欄には、その施設又は設備の取得年月日を記載してください。
- 8 「施設等の簿価」欄には、東日本大震災の直前の事業年度末の帳簿価額を記載してください。
- 9 「施設等の価額」欄には、要件の判定に当たり適用した施設又は設備の価額（帳簿価額または合理的な方法により算定した価額）を記載してください。
- 10 「損害金額」欄には、その施設又は設備の損害金額を記載してください。
- 11 「損害金額の算定方法」欄には、その施設又は設備の損害金額について、損害金額を算定した方法を具体的に記載してください。
- 12 「保険金等の額」欄には、東日本大震災による損害を事由として、その施設又は設備に対して支払を受けた又は支払を受ける見込みの保険金等の額を記載してください。
- 13 「修繕等区分」欄には、その施設又は設備について修繕等の区分を記載してください。なお、区分は次によります。

修繕	・その施設又は設備について、修繕を行った場合又は申請時には修繕が終了していないが、今後、修繕をする予定である場合
購入	・その施設又は設備の代替資産について、購入した場合又は申請時には購入が終了していないが、今後、購入をする予定である場合
その他	・その施設又は設備の修繕、購入に代えて、代替資産として他の酒類製造者等から施設又は設備を譲受けた場合 ・修繕、購入等の予定がない場合

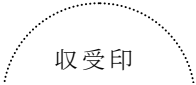
14 「修繕費等」の欄には、修繕、購入等に要した額を記載してください。なお、申請時に修繕、購入等が終了していないが、今後、修繕、購入等をする予定である場合には、その見込み額を記載してください。

《添付書類》

申請書には、被害状況の分かる書類（罹災証明書）又は写真、要件の算定根拠となった書類（修繕費等の見積書等）等を添付してください。

## 記載例：共通様式

東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書

 収受印		整理番号	※
平成 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1-1	
国税庁長官 殿		(電話) ○○○ 局 ○○○○ 番	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) こくぜいしゅぞうかぶしきがいしゃ <b>国税酒造株式会社</b> 代表取締役 <small>こくぜい たろう</small> <b>国税 太郎</b> ㊟	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2第2項に係る 確認を受けたいので、同法施行令第34条第2項の規定により関係書類を添付して申請します。			
対象となる酒類の製造場			
1	製造場の所在地 及び名称	東京都千代田区霞が関3丁目1-1 復興蔵	
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号 <u>1</u> のとおり	
2	製造場の所在地 及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号 ____ のとおり	
3	製造場の所在地 及び名称		
	被害の状況	「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号 ____ のとおり	
<b>【その他参考となるべき事項】</b>			

記載例 1 施設の損害金額で判定する場合

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書

順号 <u>1</u> 製造場名: <u>国税酒造(株)霞が関工場</u>	
<b>施設の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>	
施設の価額の合計①	千円 3,500
施設の損害金額の合計②	千円 2,000
保険金等③	千円
損害割合④	$\frac{\text{②} ( 2,000 \text{ 千円}) - \text{③} ( \quad \text{千円})}{\text{①} ( 3,500 \text{ 千円})} = 0.57$
該当の有無	④ ≥ 0.5 <input checked="" type="checkbox"/> 該 当 ・ 非 該 当
<b>設備の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>	
設備の価額の合計⑤	千円
設備の損害金額の合計⑥	千円
保険金等⑦	千円
損害割合⑧	$\frac{\text{⑥} ( \quad \text{千円}) - \text{⑦} ( \quad \text{千円})}{\text{⑤} ( \quad \text{千円})} =$
該当の有無	⑧ ≥ 0.5 <input type="checkbox"/> 該 当 ・ 非 該 当
<b>清酒製造設備等の滅失・損壊により製造・貯蔵が困難となっているか</b>	
滅失・損壊した清酒製造設備等	
製造・貯蔵への影響	
修繕等区分	修繕・購入・その他 ( )
修繕費等の額⑨	円
政令第三十四条第一項二号要件 5年間の軽減見込額	計算式 <small>平成22年度中の課税移出数量又は平成22年度前3年度間における平均純課税移出数量のいずれか少ない数量 ※200klを超える場合は200kl</small>
	$\times (\text{税率}) \times \begin{matrix} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{matrix} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left( \begin{matrix} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{matrix} \right)$
	清酒
	$kl \times 120,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \quad \text{円}$
	連続式蒸留 しょうちゅう
	$kl \times ( \quad ) \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \quad \text{円}$
	単式蒸留 しょうちゅう
	$kl \times ( \quad ) \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \quad \text{円}$
果実酒	
$kl \times 80,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \quad \text{円}$	
合成清酒	
$kl \times 100,000 \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \quad \text{円}$	
発泡酒	
$kl \times ( \quad ) \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \quad \text{円}$	
合計	⑩ 円
該当の有無	設備の再取得有 又は ⑨ ≥ ⑩ <input type="checkbox"/> 該 当 ・ 非 該 当
修繕・購入等完了(見込)年月日	平成 <u>23</u> 年 <u>9</u> 月 <u>26</u> 日

記載例 1 施設の損害金額で判定する場合

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書（次葉）

○施設又は設備の区分：施設

（単位：千円）

	施設・設備の名称	被害有無	被害の程度	被害の概要及び製造が困難となった理由	取得年月日	施設等の簿価	施設等の価額	損害金額	損害金額の算定方法	保険金等の額	修繕等区分	修繕費等
1	復興蔵	有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	損失床面積45%、貯蔵タンク庫の地盤液状化	S55.4.10	2,000		1,000	被害割合表によった	0	修繕 購入 その他	20,000
2	原料等貯蔵庫	有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	損失床面積90%、屋根、屋根・壁崩壊	S60.4.26	1,000		1,000	被害割合表によった	0	修繕 購入 その他	10,000
3	貯水槽庫	有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	特段の損害なし	S60.4.26	500		0			修繕 購入 その他	
4		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
5		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
6		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
7		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
8		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
計						3,500		2,000				30,000

記載例 2 設備の損害金額で判定する場合

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書

政令第三十四条第一項一号要件 政令第三十四条第一項二号要件		政令第三十四条第一項一号要件 政令第三十四条第一項二号要件	
順号__ 製造場名:			
<b>施設の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>			
施設の価額の合計①		千円	
施設の損害金額の合計②		千円	
保険金等③		千円	
損害割合④		$\frac{\text{② ( 千円) - ③ ( 千円)}}{\text{① ( 千円)}} =$	
該当の有無	④ ≥ 0.5	該 当 ・ 非 該 当	
<b>設備の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>			
設備の価額の合計⑤		千円 4,000	
設備の損害金額の合計⑥		千円 2,040	
保険金等⑦		千円	
損害割合⑧		$\frac{\text{② ( 2,040 千円) - ③ ( 千円)}}{\text{① ( 4,000 千円)}} = 0.51$	
該当の有無	⑧ ≥ 0.5	<input checked="" type="checkbox"/> 該 当 ・ 非 該 当	
<b>清酒製造設備等の滅失・損壊により製造・貯蔵が困難となっているか</b>			
滅失・損壊した清酒製造設備等			
製造・貯蔵への影響			
修繕等区分		修繕・購入・その他( )	
修繕費等の額⑨		円	
5年間の軽減見込額	計算式	$\left[ \begin{array}{l} \text{平成22年度中の課税移出数量又は平成22年度前3年度間における平均純課税移出数量のいずれか少ない数量} \\ \text{※200klを超える場合は200kl} \end{array} \right] \times (\text{税率}) \times \begin{array}{l} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{array} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left( \begin{array}{l} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{array} \right)$	
	清酒	$kl \times 120,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$	
	連続式蒸留 しょうちゅう	$kl \times ( ) \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$	
	単式蒸留 しょうちゅう	$kl \times ( ) \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$	
	果実酒	$kl \times 80,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$	
	合成清酒	$kl \times 100,000 \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$	
	発泡酒	$kl \times ( ) \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$	
合計	⑩		円
該当の有無	設備の再取得有 又は ⑨ ≥ ⑩	該 当 ・ 非 該 当	
修繕・購入等完了(見込)年月日		平成 23 年 9 月 26 日	

記載例2 設備の損害金額で判定する場合

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書（次葉）

○施設又は設備の区分：設備

（単位：千円）

	施設・設備の名称	被害有無	被害の程度	被害の概要及び製造が困難となった理由	取得年月日	施設等の簿価	施設等の価額	損害金額	損害金額の算定方法	保険金等の額	修繕等区分	修繕費等
1	精米機	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	全損、浸水による倒壊	S55.4.10	125		125	全損、簿価全額を被害額とした	0	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕 購入 その他	500
2	ボイラー	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	被害なし	S55.4.10	80					修繕 購入 その他	
3	蒸米機	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	約6割の損害、浸水による損壊	S55.4.10	175		105	被害割合を乗じて算定した	0	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕 購入 その他	700
4	麴室	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	地震により壁、床、天井崩壊	S62.9.18	1,000		500	損壊に係る被害割合表によった	0	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕 購入 その他	4,000
5	貯蔵タンク	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	地震による倒壊、内側破損	S55.4.10 ～ S62.11.6	1,500		750	損壊に係る被害割合表によった	0	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕 購入 その他	2,000
6	自動醪搾機	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	地震による中板、モーター破損	H4.11.21	1,000		500	損壊に係る被害割合表によった	0	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕 購入 その他	600
7	火入殺菌・濾過装置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	浸水による破損	H5.8.13	120		60	浸水による被害割合表によった	0	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕 購入 その他	90
8		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
計						4,000		2,040				7,890



記載例3 製造等ができなくなったことで判定する場合

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書

政令第三十四号第一項一号要件 政令第三十四号第一項二号要件		順号__ 製造場名:	
<b>施設の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>			
施設の価額の合計①		千円	
施設の損害金額の合計②		千円	
保険金等③		千円	
損害割合④		$\frac{\text{② ( 千円) - ③ ( 千円)}}{\text{① ( 千円)}} =$	
該当の有無	④ ≥ 0.5	該 当 ・ 非 該 当	
<b>設備の損害金額が価額の十分の五以上であるか</b>			
設備の価額の合計⑤		千円	
設備の損害金額の合計⑥		千円	
保険金等⑦		千円	
損害割合⑧		$\frac{\text{⑥ ( 千円) - ⑦ ( 千円)}}{\text{⑤ ( 千円)}} =$	
該当の有無	⑧ ≥ 0.5	該 当 ・ 非 該 当	
<b>清酒製造設備等の滅失・損壊により製造・貯蔵が困難となっているか</b>			
滅失・損壊した清酒製造設備等		ボイラー	
製造・貯蔵への影響		ボイラーの損壊により清酒製造の休止を余儀なくされた。	
修繕等区分		修繕・購入・その他( )	
修繕費等の額⑨		6,800,000 円	
5年間の軽減見込額	計算式	$\left[ \begin{array}{l} \text{平成22年度中の課税移出数量又は平成22年度前3年度間における平均純課税移出数量のいずれか少ない数量} \\ \text{※200klを超える場合は200kl} \end{array} \right] \times (\text{税率}) \times \begin{array}{l} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{array} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left( \begin{array}{l} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{array} \right)$	
	清酒	200 kl × 120,000 × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 6,000,000 円	
	連続式蒸留 しょうちゅう	kl × ( ) × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 円	
	単式蒸留 しょうちゅう	kl × ( ) × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 円	
	果実酒	kl × 80,000 × 0.8 × 0.0625 × 5年 = 円	
	合成清酒	kl × 100,000 × 0.85 × 0.0625 × 5年 = 円	
	発泡酒	kl × ( ) × 0.85 × 0.0625 × 5年 = 円	
合計	⑩ 6,000,000 円		
該当の有無	設備の再取得有 又は ⑨ ≥ ⑩	該 当 ・ 非 該 当	
修繕・購入等完了(見込)年月日		平成 23 年 9 月 26 日	

記載例3 製造等ができなくなったことで判定する場合

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書（次葉）

○施設又は設備の区分：

（単位：千円）

	施設・設備の名称	被害有無	被害の程度	被害の概要及び製造が困難となった理由	取得年月日	施設等の簿価	施設等の価額	損害金額	損害金額の算定方法	保険金等の額	修繕等区分	修繕費等
1	ボイラー	有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	地震の揺れによる損壊、買い替え相当	S55.4.10	1,600		800	被害割合表によった	0	修繕 購入 その他	800
2	ボイラー 周辺施設	有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）	壁の損壊(雨水流入)、 屋根損壊(梁落ち)により製造が困難	S55.4.10	20,000		1,000	被害割合表によった	0	修繕 購入 その他	6,000
3		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
4		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
5		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
6		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
7		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
8		有・無	全壊・流出・大規模半壊 ・半壊・一部損壊 ・浸水（ cm）								修繕 購入 その他	
計						21,600		1,800				6,800